

「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書

今日、選択的夫婦別姓に関する国民世論は分かれており、国民的合意には至っていません。

また、三世代同居の減少など家庭をとりまく環境の変化に加え、離婚の増加、児童虐待等、家族の絆が希薄になっており、これらを憂う立場から伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強くあります。

本来、民法は家族を保護する為の基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護しているものであります。

従って、選択的夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、しいては、家庭の崩壊と家族の絆の消失に繋がるのが懸念されます。のみならず親子別姓により子供の心に取り返しのつかない傷を与えることになりかねません。子供に与える影響を鑑みれば我が国の将来に大きな禍根を残すことになるかと危惧するものであります。

家庭の重要性が叫ばれる今日、むしろ必要なのは社会の自然かつ基礎的な集団単位である家族の一体感の再認識であり、家族の絆や相互理解を深める施策ではないでしょうか。

なお、一部の働く女性から旧姓使用を求める声がありますが、これについては、民法を改正する必要はなく、各分野の運用での対応等、現実的方策による解決を図るべきであります。

以上の内容を踏まえ、政府に、婚姻制度や家族の在り方に極めて重大な影響を及ぼす「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 宛

あわら市議会